

# 羽根小学校のきまり（2020年度）

## 1. 登校

- ① 通学路（旧道）を通る。  
自宅から最も近い旧道に出て、できるだけ旧道を通る。  
国道を通る区間を、できるかぎり短くする。
- ② 歩道橋、押しボタン信号のあるところ（JA 前）で国道を横断する。自転車は押して横断する。
- ③ 次の地区の3年生以上の児童で、保護者からの自転車通学許可申請があった児童は、保護者の責任において自転車通学を許可する。  
〔中山・坂本・明神川・田の中・上段・船場・里・大岸・旭・杵山〕  
なお、「水曜日と金曜日」は、全員歩く日とする。（上中山・大岸・旭は除く）

## 2. 自由時間

- ① 20分休みや昼休みは、外で元気に遊ぶ。
- ② 運動場が使用できない日は、体育館を使用する。  
20分休みと昼休みを、1～3年生、4～6年生で割り当てる。  
〔体育館では〕 1) 雨の日セットを職員室前から持って行って遊んでよい。  
2) ステージや2階ベランダには上がらない。  
3) 倉庫の中には入らない。
- ③ 雨の日は、昼休みに図書室を利用してもかまわない。
- ④ 許可なく、校外には出ない。（校外にボール等が出た場合は、先生に知らせる）
- ⑤ 北校舎の2階は通らない。
- ⑥ ベランダには出ない。（掃除の時も）
- ⑦ 玄関前や駐車場などのコンクリートの場所では遊ばない。（溝から運動場側で遊ぶ）  
体育倉庫前、記念碑前、体育館裏、ネットと校舎の間、自転車小屋や体育倉庫の裏などでは遊ばない。
- ⑧ ドッチコートでは、決められたボールで遊ぶ。
- ⑨ 自転車小屋・羽根っ子池・体育館渡り廊下などでは遊ばない。
- ⑩ 運動場に出るまでは、ボールをついたりけったりしない。
- ⑪ 自分の教室以外は、許可をもらって入る。



## 3. 下校

- ① 下校時刻は「16：30」、ただし水曜日は「15：10」
- ② 帰宅後に学校に遊びに来たときは、17：00までに帰る。
- ③ 下校後、忘れ物などで再度学校に来た場合は、必ず職員室に声をかける。

## 4. 交通のきまり

- ① 自転車通学児童は、許可証を自転車に付ける。
- ② 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用する。
- ③ 交通ルールを守る。（とび出し・二列並走はしない。左右の確認をする）

## 5. その他

- ① 学習用具以外は、持ってこない。
- ② シャープペンシル・カラーペン・マーカーペン・付箋などは、持ってこない。